

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	生活排水課	整理番号	2-4
処分の種類	定期検査についての措置命令			
根拠法令条例等・条項	浄化槽法第12条の2第3項			
処分の概要	浄化槽の定期検査の受検を命ずる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>* 審査基準未設定 法令等において言い尽くされているため。</p> <p>(参考)浄化槽法第12条の2第2項 都道府県知事は、浄化槽管理者が第11条第1項の規定を遵守していないと認め る場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該 浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項の水質に関する検査を受けるべ き旨の勧告をすることができる。 第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回(環境省令で 定める浄化槽については、環境省令で定める回数)、指定検査機関の行う水質に関 する検査を受けなければならない。</p>			
基準の制定根拠	—			